

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2008.5.10発行〈通巻第379号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 元日通労働者の中皮腫損害賠償裁判、いよいよ開始 2
- 緊急見直し実現！石綿新法
抜本改正に大きな一歩 6
- クボタショックから3年
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その1 12
- アスベスト報道ダイジェスト 2008年4月 14
- 韓国からのニュース 15

ベストに曝露したのか。それは、亡くなる35年も前に、奈良県王寺町にある日本アスベストの工場内で仕事をしていた時のことだったのです。

父は1956年に日本通運に入社し、1997年に定年退職をするまでの42年間ずっと日通で働いてきました。その長い会社員生活の中の1969年から1971年の2年2ヶ月間、王寺営業支店主任としてニチアス王寺工場内の倉庫に駐在し、貨物輸送されてくるアスベストを取り扱い、事務作業などを行っていました。その時に吸い込んだアスベストが原因で、約30年後に中皮腫を発症したのです。

- 2 父は2004年10月末に労災認定された後、労働災害についての話し合いを日通と始めました。同年12月2日には要望書を提出し、労災上積み補償制度の適用や慰謝料などについて12月20日までに文書回答するように求めました。電話でのやりとりの後、日通の担当者が入院先の病院に来られて、交渉をしました。すでに終末期を迎え、車椅子でしか移動できなくなり、胸と背中
の痛み、呼吸困難のために声もまともに
出せなくなっている父を目の前にして、
日通の担当者は次のように言いました。
「見舞金制度については、退職されてい
てもう日通社員ではないので適用され
ません。」「慰謝料については、当時
会社として過失があったかどうか判断
できないのでお支払いできません。」
その場に同席していた私は「中皮腫
はアスベストに曝露して長い潜伏期
間を経て発症する病気で、こんなに
苦しいんです。残された父の命もあ
とわずかな

んです」と何度も訴えました。しかし、日通側に誠意はまったく感じられませんでした。最後に、日通の見解を文書にしてほしいと求めましたが、「今後のこともあるので文書回答はできません。」と断られました。

- 3 ニチアスに対しては、情報の公開を求めました。当時の工場内の配置図や石綿の取扱量、安全・衛生に関する指導・対策・教育などについての詳細を知りたいと思いましたので、日通を通して面談を申し入れました。日通担当者から聞いたニチアスからの回答は、「日通社員であった父とは直接の雇用関係がなかったので会えない」というものでした。ニチアスの当時の企業名は、日本アスベストといい、日本でも有数の石綿製品製造会社です。父が面談を申し入れた2004年12月の時点で、ニチアス従業員の中にも多数の中皮腫、肺がん、石綿肺、胸膜プラークの被害者を出していました。にもかかわらず、ニチアスは被害者との面談を拒否するという不誠実な態度をとったのです。父は、王寺工場の倉庫で働いていたとき、アスベストが有害であるとは知らされず、安全教育も受けたことがありませんでした。粉塵が舞う中で、マスクも支給されませんでした。アスベストを目の前にして仕事をする時が一番悲惨な状況だったと話していました。

正確で詳細な情報を公開するということが、甚大な被害を引き起こした加害企業が果たすべき最低限の社会的責任のはずです。しかし、クボタショックよりも前の当時、ニチアスは何の情報公開もしていませ

んでしたし、父に対しても会えないと言うだけでした。結局、私たちは何も知ることができませんでした。

- 4 人が命を落とすということは、どれほどのことなのでしょう。私の父が一体何をしたのでしょうか。ただひたすら会社員としてまじめに一生懸命働いて生きてきたのです。それなのに、どうしてあんなに苦しんで死んでいかなければならなかったのでしょうか。発病した時、父はまだ64歳でした。とても元気はつらつとしていて、日通の警送支店で警備のアルバイトもしていました。旅行やウォーキング、日曜大工を楽しんで本当に充実した毎日を送っていました。そして孫の成長を何よりも楽しみにして暮らしていました。そんなとき、突然苦しみのどん底に突き落とされたのです。

父の死は、私たち家族にとってたえようのない喪失です。母は40代の半ばから20年もの間、パーキンソン病を患い、本当に父を頼りに生きてきました。父の闘病中は、母自身の体も思うままにならないのに、足を引きずりこのような姿勢になりながら、毎日欠かさず病院に足を運んで必死に看病していました。父が亡くなってから、母は落ち込んでとても弱り、病気も進行して車椅子が必要になってしまいました。

- 5 私から見た父は、とても几帳面で常に物事の計画をしっかりと立てて実行していく人でした。後に残される家族が困らないようにといろんなことを整理し、最後には自分の葬儀での焼香をする順序まで決めて死

んでいきました。そんな父が、補償問題という大きな問題を自分で解決できず、家族に残して逝かざるをえなかったことをどれほど悔しく思ったでしょう。中皮腫という過酷な病とまともに向き合い、肉体的・精神的苦痛と闘い、そして命を奪われ、追いうちをかけるように42年間尽くしてきた会社から裏切られて苦しめられた父の無念さを思うと、残された私たちの心が癒されることは決してありません。体を動かすことすら出来なくなったとき、父はおでこを何度も叩きながら悲しみに満ちた表情でこう言いました。「企業が取った不誠実な対応を公表して世の中に問うように」と。「万事すべてうまくやるから、心配しなくていい」と約束した私たちは、このたびの訴訟に至りました。

- 6 かけがえのない大切な命が、企業の利益や国の繁栄のために蔑ろにされたのです。一番に尊重されるべきはずの命が奪われたという事実に対して、会社は謝罪もせず、真正面から向き合うことなくこのアスベスト問題をなおざりにしています。私はこのことがどうしても許せません。自らが加えた危害を省みず、人命を軽視し、利益をすべてに優先させるという企業の基本姿勢こそが、社内には労働災害を引き起こし、社外にもアスベストを飛散させ環境汚染を引き起こし、その結果多くの人が健康被害を受けてきたのだと思います。そして、残念ながら今後もその健康被害を避けることができないという事実を企業はしっかりと肝に銘じ、過去を振り返って検証し、その解決のために積極的な対応をとる

べきです。

- 7 父や私たちの必死の思いをはねつけた日本通運とニチアスは、アスベスト問題がこれほど社会的に大きくなっても対応を変えることはありませんでした。その間、私たち家族は本当に辛い時間を過ごしてきました。

した。この裁判を通じて真実を明らかにし、両社の企業責任を追及していきたいとします。裁判所におかれましては、十分かつ公正な審理をしていただきますよう心より願っています。

以上

“クボタ・ショック”から3年 アスベスト被害の 救済と根絶をめざす尼崎集会

2008年6月28日(土) 午後1時～5時

小田公民館 (JR尼崎駅北東すぐ TEL:06-6495-3181)

参加費：無料

アスベスト被害者からの報告

尼崎市石綿被害調査結果報告

- 尼崎市保健所担当者

アスベスト関連疾患治療の現段階

- 名取雄司 (医師／中皮腫・じん肺・アスベストセンター)

アスベスト裁判報告、など

★アスベスト写真展—午前11時よりホール前ロビー

★アスベスト相談会—午前10時～午後1時 公民館2Fにて

主催：中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 同 尼崎支部

後援：尼崎労働者安全衛生センター ひょうご労働安全衛生センター 関西労働者安全センター 全国労働安全衛生センター連絡会議 石綿対策全国連絡会議
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 尼崎市

問い合わせ：尼崎労働者安全衛生センター TEL/FAX06-4950-6653

緊急見直し実現！石綿新法 抜本改正に大きな一歩

2006年3月27日に施行された石綿健康被害救済法（石綿新法）。

明かな欠陥部分が見直されることになった。法施行時に「5年以内の見直し」とされていたが、それを待たずの緊急見直しだ。改正法案は6月3日に衆議院環境委員会に自公民3党から共同提案され、今国会会期中に成立する見通し、6ヶ月以内に施行となる。

今回の成果は、年明けからはじまった石綿対策全国連絡会議を中心とする運動によって実現された。「指定疾病拡大」「労災時効撤廃」「労災との格差解消」は今後の課題として残ったが、救済・補償制度の抜本の見直しに向けての一歩として評価できる。

2011年に向けより大きな見直し議論を進め、救済制度の大幅改善を含む石綿総合対策、基本法制定を実現するべく取り組んでいくための第一歩を踏み出すことができたといえるだろう。

政治を動かそう

誰でもうなずく「石綿新法の欠陥」是正の必要性、「ねじれた」国会情勢、厚労省の情報隠し発覚から解決へ急展開をみせた葉害肝炎問題。こうした状況に注目する中、近い将来の総選挙をにらんで各政党に「求めら

れる石綿政策」をマニフェストに盛り込んでもらうなど政治の場での取り組みが重要と考えた石綿対策全国連は、運営委員会の議論を踏まえ、石綿新法2周年にむけ、民主党などへの働きかけを年明けから開始した。

本誌でも報告してきた石綿疾患の労災認定事業場公表問題では、全国安全センターが昨秋の国会議員と一緒に行った厚生労働交渉で厚労省を厳しく追及、情報公開法を活用した取り組みでさらに追い詰め、12月のはじめの国会質疑で「公表する」との大臣答弁を引き出していた。国会議員、政党との協力を重視する当然の戦略の大切さを実感するなかで、石綿全国連を中心とした今回の取り組みが進められることになった。

全国連の要求

3月20日全国連主催「石綿健康被害救済法の見直しを求めるシンポジウム」までに民主党に対して見直し問題での詳細な協力要請を行い、シンポ前の3月18日衆議院環境委員会で田島一成議員が見直し問題を取り上げた。石綿新法では死後申請が認められていないため死後解剖で中皮腫と判明しても救済対象となっていない。石綿新法

で認定されなかったクボタ被害者に、クボタは救済金を支払ったという報道を田島議員が取り上げたのに対して、鴨下環境大臣が見直し検討を開始すると答弁し、見直しに向けて大きく動くことになった。

シンポには野党各党から担当議員らが参加、ねじれ国会の中で見直しに取り組もうと積極的な発言が相次ぎ、満員の参加者とともに大いに意気上がるものとなった。

シンポでも確認された緊急見直し項目は次の通り。

- ①特別遺族弔慰金等（石綿新法施行前死亡の労災が適用されない遺族に対する約300万円）、特別遺族給付金（法施行前に時効となり労災補償が受けられない遺族に対する月20万円の年金等）の請求期限（2009年3月26日）の延長。
- ②法施行前に発症し、法施行後死亡した場合の遺族への救済給付調整金（約300万円から死亡時までの医療費等の給付を控除した額）の期限（2008年3月26日）延長。
- ③生存中手続、手続後給付主義を改めて、死後の申請を認めるとともに療養開始時から救済給付を支給するようにすること。
- ④法施行後に時効が成立してしまった遺族にも少なくとも特別遺族給付金を支給すること。（本来は、労災時効を適用しないようにすることが必要。）
- ⑤労災以外に対する救済給付の対象疾病を中皮腫と肺がんから、石綿肺などを含めて労災並みに拡大すること。

そして、この石綿新法の緊急見直しは第

2008. 3. 21 毎日新聞
石綿労災

救済法でも時効相次ぐ

01年3月以降死亡 撤廃求める声

仕事でアスベスト（石綿）を吸い、関連のがんで01年3月27日以降に死亡した患者の遺族が時効（死後5年）を理由に労災補償の請求権を失い、救済を受けられない事例が相次いでいる。石綿健康被害救済法（石綿救済法）は時効事例の救済規定があるが、法施行日（06年3月27日）以降に時効になった場合は対象にならないためだ。関連がんの肺がんや中皮腫は20〜60年の潜伏期間があり、仕事との関係に気がつきにくい実態がある。法施行2周年を前に、患者らから時効撤廃の法改正を求める声が強まっている。（30面に関連記事）

労災の遺族補償の時効は死亡日翌日から5年。治療や休業補償は翌日から5年。05年の石綿報道を契機に時効問題が発覚し、政府は石綿救済法で特

石綿健康被害救済法の労災救済

2001年	
2006年3月27日	
以前に死んで、時効になった労災は	以降に死んで、時効になった労災は
救済	救済せず

※時効は死亡日の翌日から5年

神戸市東灘区の男性は02年7月、肺がんと診断された。石綿風濕を示す胸膜肥厚斑や石綿肺が確認され、02年9月末に64歳で死亡。遺族が知人の勧めで07年10月末、「ひょうご労働安全衛生センター」に相談したが、1カ月前に時効になっていた。男性は約50年前に5年間、石綿を扱った鉄鋼会社に勤めたが、労災申請は思い至らなかった。

同市長田区の男性も肺がんで01年10月、66歳で死した。07年7月、勤務した車両製造会社から「石綿の健康診断を受けよう」との通知が来た。遺族が神戸大付風病医院に尋ねると、胸膜肥厚斑などの記録もあり、労災申請を勧められたが、既に時効になっていた。

神戸市で石綿の荷役に従事し、54歳で肺がん死した同市北区の男性の遺族も労災申請したが、時効で門前払いになった。

3人の遺族は「石綿と肺がんの関係を知らなかった」「どうして切り捨てたのか」と無念を訴える。

厚生労働省は「救済されない時効事例は調べないのでは把握していない」としている。

（大島秀利）

「中皮腫・アスベスト疾患・悪性肉腫」の会」の古川和子副会長の話。医師で石綿関連がんをよく理解していない人がいるのが現状だ。このままでは労災と見つかず、時効になって救済されない人は増え続ける。

2008年3月21日 毎日新聞

石綿健康被害救済法の労災救済

2001年
3月26日 3月27日

以前に死んで、
時効になった労災は **救済**

以降に死んで、
時効になった労災は **救済せず**

〈堺の男性のケース〉
00年発症 02年死亡 07年時効成立

※労災の請求時効は死亡日の翌日から5年

「今月に入って、肺がんははじめて、支援体制が原因である可能性もあるところから医師も士族の間で認識と認識とを繰り返して安全センター（大阪府）に相談し、商店の規模や倒産に關係するかどうかについて、關連と広く知られておらず、専門家は潜伏期間が20、30年と長い間、それが時勢を生じ、

[illegible]

濟では、与党が改正前までの時効成立分を、民主党が原則死後10年までの分を、それぞれ救済する法案を国会に提出している。

**時効の原則
放置できぬ**

解説 石綿に関係がある人々で

関連がん、潜伏長く

と過渡が劣り渡しの資格があることに気付かず、請求の時効・死後5年が過ぎたうえ、石綿健康被害者救済法の時効規定でも救済されることが分かった。石綿の因果関係が明かされ、中腫で救済されない、時効例が発覚したのは初めて。石綿関連がんの潜伏期間が長い。関係に気付かなかった事例とみられる。

【大島秀利】

石綿救済法

堺の男性 労災気付かず

中皮腫死でも時効

い裂傷で亡くなった。特に死
亡後で、時効はさうすう考
えられない。ところが、この
場合は、仕事で石綿を吸っ
てから発症まで、中絶して
皮膚平均40年も、医師の
「転写と診断、医師の
の認識不足などから、
死因でも時効になり
やすい特徴を持つ」。

一般の労災と石綿関
連請求間は同じ「死後の
請求開始は、5年の鑑
別が明らかな時効。本人
に非ざる時効。なっ
た石綿被害者を考えられ
ば、時効の原則はいはず
まま放置できないはず
だ。」【大島英利】

2008 年 5 月 12 日 每日新聞

一歩であり、これに続けてさらに、

- ◆全てのアスベスト被害者とその家族に「隙間なく公正な補償・救済」を実現すること。
- ◆被害の根絶・ノンアスベスト社会の実現に向けた「アスベスト対策基本法」を策定すること。
- ◆縦割り行政の弊害を排し、被害者・家族、労働者、市民参加の体制を確立すること。

が運動目標であることが改めて確認されたのだった。

時効問題と指定疾病拡大

3. 20シンポのあと、国会での追及、3月28

日の労災認定事業場部分公表、これに合わせたアスベストホットラインへの多くの相談電話が寄せられるという中で、石綿新法の不備を指摘する報道が相次いだ。

石綿全国連の要請を受け、見直し検討を進めた民主党石綿問題対策チームは石綿新法一部改正法案を4月24日に参議院に提出した。

一方、石綿全国連や患者と家族の会の与党に対する文書や担当議員への直接要請が行われる中、自公与党は5月9日、改正案を衆議院に提出した。

そして、自公民三党は、双方のプロジェクトチームから代表を出し実務者協議に入り、5月29日に次のような合意に達した。

この政治的合意において、請求期限の延

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正案》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。

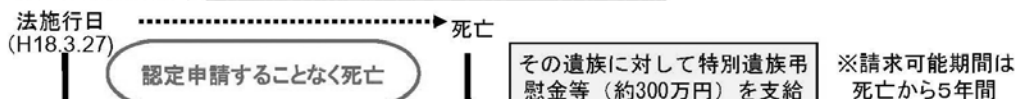


※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正案》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行】救済なし⇒【改正案】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給



※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

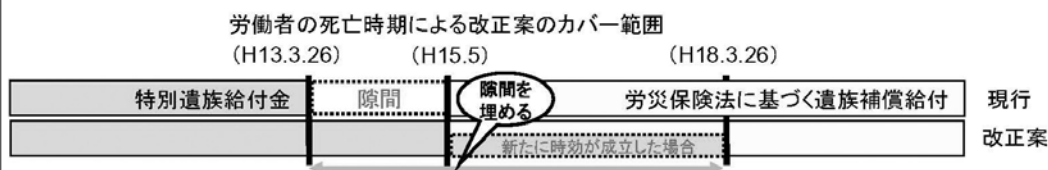
3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」→「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正案》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「期間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正案》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

石綿労災

時効救済、法施行後5年

修正法案 自公民、拡大で合意

自民、公明、民主各党は28日、アスベスト（石綿）被害者を救済する石綿健康被害救済法の修正案について、大筋で合意した。現行法（06年3月施行）では、01年3月以前に死亡した人しか救済されなかったが、01年3月～法施行日までの間（5年）に死亡し、労災の請求権（死後5年）を失った人についても、救済期間を法施行後5年の11年3月まで延長することが柱。国が救済に必要な調査と情報公開をすることも盛り込んだ。

（2面に解説、29面に関連記事）

すでに、公明党は、会に共同の修正案として与党の修正法案を、民、提出し、今国会で成立主党も独自の修正法案、する見通しだ。を提出しているが、互、労災の請求権は死後に取り下げたうえで、5年間有効。このため、法案を一本化し、今国、現行救済法は、法施行

法施行日

石綿健康被害救済法の 労災救済改正案

2001年 06年3月27日
3月26日 3月27日
以前に死亡し、
時効になった労災は、
以降、施行までの
5年間に死亡し、
時効になった労災を

救済

新たに救済

※労災の請求時効は死亡日の翌日から5年

時より5年
(01年3月)以
上前に死亡し
た人を救済対
象としてい
る。01年3月
以降に死亡
し、労災申請
をしなかった
人について
は、「自己責
任」として救
済対象から外

◆石綿健康被害救済法改正の与党・民主党合意の概要◆

	現行法	合意案
住民らの医療費、療養手当支給期間	申請以降のみ	療養開始以降・最長3年分（最低300万円支給）
住民らの未申請死亡の特別遺族弔慰金	支給せず	死亡後5年申請可能
住民らの特別遺族弔慰金と特別遺族給付金（労災の時効救済）の申請期限	法施行後3年間	法施行後6年間
救済する労災時効の成立時期	法施行前	法施行後5年まで

している。
しかし、石綿を吸っ
てから肺がんなどの健
康被害が発症するまで
の期間が長いアスベス
トの特性から、遺族ら
が気づかないまま5年
の請求期限を迎えるケ
ースが相次ぎ「被害者

石綿労災 救済数の調査必要

修正法案

【解説】 現行の石綿健康被害救済法では、救済から漏れた人が相次ぎ、今後も拡大しそうだ。今回の与党と民主党による改正への合意は、こうした状況に対応したもので、議員主導の「緊急改正」として評価できる。

救済漏れは、時効により請求権を失う遺族らの間で起きている。合意案では、この時効問題を、今後約3年間は救済することを可能にしている。さらに、労災認定の対象外である石綿工場周辺の患者らは医療費や月ごとの療養手当が支払われるが、現行法では「生前の申請」「申請後の分のみを支給」の原則があった。このため、例えば申請の10日後に死亡するのと、医療費の支給はその10日間分にとどまるなど、患者の事情によって救済内容の差が広がります。合意案ではこの点を改善している。しかし、再び救済漏れが出る可能性はあります。合意案に盛り込まれたように、政府は今後、全国の中皮腫死者

の救済を受ける権利が失われている」との批判が根強くあった。

与野党は01年3月から法施行までの間に死亡しながら、労災申請（佐藤文・大島秀利）

をできずにいた人も救済が必要があると判断。法施行後5年の11年3月までに時効を迎える人は救済することにした。申請期間も現行より3年延長した。未申請のまま死亡した人については、改正案では、死後5年間は特別遺族弔慰金など300万円を請求できることが固まった。

2008年5月30日 毎日新聞

長幅が民主党案から縮小されるなどあったが、全国連が提起した①から④が実現されることとなった。

ただし、④の労災時効問題については、石綿新法における時効救済対象の拡大に止まらざるを得なかった。つまり、これまで時効救済の対象は法施行時（2006年3月27日時点）にすでに時効になってしまっていたケース（2001年3月26日以前の死亡）に限

定されていたのを、合意案では2001年3月27日～2006年3月27日の間の死亡で時効になったものも時効救済の対象とすることになるものの、労災時効の適用そのものを撤廃するには至らなかったからだ。

労災時効の撤廃には労災保険法の改正が必要。今回はなんとしても石綿新法の緊急見直し実現を優先しなければならない、と判断し、請求期限の経過措置を含めて2011

年3月までに石綿救済法を含む救済制度の全面見直しを実現する、そして、その中で時効撤廃を実現するべく全力を尽くすこととした、ということだ。

現在の最大の懸案は、指定疾病が中皮腫、肺がん限定されている、すなわち「指定疾病拡大＝労災補償制度並み化」問題である。

指定疾病拡大は、石綿新法の法律改正事

項ではなく、環境省所管の政令事項なので、この怠慢はすべて、第一に環境省に責任があり、即時に政令改正をするべきなのである。

したがって、今回の法改正運動の後半戦では「環境省、政府の不作为責任」を特に強調して指定疾病拡大に全力をあげて取り組んでいかなければならない。(事務局)



編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel: 06-6920-8626 Fax: 06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>) B 5版 108 ページ 定価 1575 円 (送料別)

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録
今井 明 写真・文

アスベストショック クボタショックから2年

写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会

2007.6.30～7.1

爆発！ 拡大するアスベスト被害、
クボタショックから2年、そして、これから…
格差と隙間のない補償と救済、
アスベストのない社会の実現をめざし、
被害者と支援者の思いが繋がった。



編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会

発行 アットワークス (<http://www.atworx.co.jp/>)

体裁 A 5判・200 ページ・ソフトカバー

定価 1,470 円 (本体 1,400 円＋税)

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来—— その1

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
古川 和子

クボタショックとは

「クボタショック」の激震が走った日からやがて3年になる。2005年6月29日の毎日新聞夕刊から始まり、日本中の国民とメディアを釘付けにしたアスベストの恐怖。

遡る事3年前の2002年4月17日、早稲田大学の村山武彦教授発表による「中皮腫により、今後40年間で10万人死亡する」という深刻な問題提起を受けて石綿対策全国連絡会議主催で緊急集会が行なわれていた。この集会が私と石綿対策連との初めての出会いであり、その後から被害者団体を作ろうとする活動が始まった。

クボタショックは既に周知の事実である「故土井雅子さんとの出会い」から始まった。「何故この様な病気になったのだろうか」という彼女の切実な想いが私達を動かしたのは勿論だが、私にとっては更に衝撃を受けるものが有った。それは「アスベスト関連疾患」の原因だ。私の夫は関西電力の下請け業社で働いてきた。各地の火力発電所において建設・保守・修理などの作業でアスベスト曝露したのだ。その結果、肺がんで死亡した。私にとってアスベストは「労災」以外の何者でもなかった。ましてや潜伏期間の長

い中皮腫が56歳の主婦に発症するなんて考えられなかった。自分と同じ年齢で中皮腫を発症し「原因不明」という土井雅子さんと出会った時に言い知れぬ恐怖を感じた事は今でもはっきりと記憶している。

彼女との出会いにより日本のみならず海外にまでアスベスト問題が波及した事の意味の大きさと、今後私達が背負っていかねなければならない責務について「クボタショック3周年」を振り返りながら今一度見直してみたいと思う。

「謝罪は父にしてください」

最初に記者会見して「これは公害です」と訴えた3名の患者のうち2名が既に亡くなった。そして2006年4月17日に制度を発足させた「救済金」の支払いも肅々と行なわれ、現在申請中の方も含めて170名以上の被害が確認されている。被害者の方は環境保全機構の認定を待って、認定通知と共に早急に救済金支払い手続きが行なわれるのだ。現在ではその多くの方が新たに発病した闘病中の患者さんだ。だが中にはご遺族の方もいる。何故か？それは新法の認定が存命中に行なわれなかった場合に起こる。

また、救済金支払い規定にはいろいろと決め事があり「職業歴で過去に石綿を取り扱ったことがない方」という項目もある為に、存命中にその調査なり手続きが間に合わない場合もあった。

Aさんの場合は、職場でも曝露の可能性があるととして一旦労働基準監督署に労災申請を行ない、その後の監督署での調査の結果「不支給決定通知」を受けて「職業曝露ではなくて近隣曝露」とであると決定した。しかしその時既に他界していたAさんの手続きには息子さんが出席して「本来であればこれは父に対して支払われるお金です」と無念の想いを語った。その手続きを行なっている席上、息子さんによりAさん直筆の居住歴などを証明する資料が幾つか示された。そして「謝罪は私にではなくて、父に行ってください」と最後に語った言葉はクボタの社長まで届いたのだろうか。

教え子までも

限られた地域での被害発生は、とんでもない（この様な言い方は不謹慎と解かっているがあえて言わせてもらう）出会いも起こってくる。救済金支払手続きが行なわれようとしたその時だった。「え、〇〇ちゃんが亡くなったんですか？」と叫んだその老女はみるみる目を真っ赤にして涙が溢れてきた。上品な老女Bさんは永年小学校の教師をしていた。「私は健康優良児として育ちました。身体検査を行なうと必ず『優』でした。小学校の教師になってからも健康だけが取り柄でした。だから担任の子供達も、の



故・土井雅子さん

びのびと校舎の外で遊ばせてきました」。しかし健康だったBさんは数ヶ月前に中皮腫を発症してクボタの被害者となったのだ。救済金支払い手続きの時にもその明るい性格からかつてのご自身の職業などを誇らしく語り「この様な病気になったけれども、前向きに頑張って行きます」言っておられたその直後、彼女の表情が一変した。

その日に同席していたある遺族の方から被害者の方の名前を聞き、Bさんのかつての教え子だと判明したのだ。つい先ほどまで明るく話していたBさんの表情はみるみる悲しみで一杯になった。そして同席していた私も胸を詰まらせた。「子供は元気に屋外で遊びまわることが良いのだ、と私は信念をもっていました。だから永年の教員生活の中において校庭や近くの川などで子供たちを遊ばせてきました」と語るBさんの想いは複雑だった。子供達の健康の為に遊ばせてきた校庭や小川にはクボタから猛毒のアスベストが降り注いでいた。(続く)

アスベスト報道ダイジェスト 2008年4月

4/2 ニチアスと、元社員らでつくる「ニチアス・関連企業退職者労働組合」との労使交渉を巡る救済申請が、奈良県労働委員会で結審。審理の結論となる命令は7月中に出る予定。

4/3 厚生労働省は先月、同省が05、06年度に石綿労災認定のあった2167の事業所名などを公表した際は、対象外とした164事業所について、その後の事業所ごとの労災、救済認定者の数などを公表する方針を決めた。

4/6 中皮腫で死亡した全国の患者のうち、約15%は死因が中皮腫でなく誤診だった可能性があることが、岡山労災病院の岸本卓巳副院長らのグループの研究で分かった。平成15-17年の間、死因が中皮腫の全国の死亡届約400人分を再調査。カルテやエックス線の記録を調べた。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の岡山支部が発足。設立集会には患者ら約40人が参加。岡山は11番目の支部。「NPOひょうご労働安全衛生センター」などが支援し、同会は被害者らの交流と情報交換を進める。

4/8 相模原市の在日米陸軍基地・相模総合補給廠で、アスベストを含むスレート材を使った大型資材倉庫の屋根を撤去する補修工事を進めようとした米軍に対し、国や市が住民に知らせるなどの適切な対策を講じるよう指導していた。

4/9 厚生労働省はアスベストの使用が例外的に認められている5製品について、11年度をめぐり使用を順次禁止することを決めた。同日開いた有識者検討会で、残る石綿製品の代替品開発の見通しがついたことが確認された。

アスベストを含むベビーパウダーを仕事中に吸い込み、中皮腫で亡くなった東京都内の男性に対し、足立労働基準監督署が労災認定をしていた。ベビーパウダーを理由とした労災認定は初めて。男性は足立区の精密部品会社で腕時計などの部品加工を担当。部品同士がくっつかないようベビーパウダーを使っていたという。90年に中皮腫を発症、93年に死亡した。男性の遺族は、06年3月、三鷹労基署に労災を申請。認定されなかったため、東京労働局に不服を申し立て、足立労基署に再度申請していた。

4/11 石綿健康被害救済法のうち、特別遺族弔慰金の申請・認定者数が低迷し、環境省が確保した財源300億円のうち240億円以上が残っていることが分かった。遺族の申請期限は09年3月27日までで、環境省は遺族に手続きを直接呼び掛ける方針を決めている。

4/14 環境省の公害健康被害補償不服審査会は、中皮腫で05年7月に死亡したさいたま市の男性と離婚した元妻が、特別遺族弔慰金などの支給を求めていた不服審査請求を認め、不認定処分を取り消した。夫婦は05年2月に離婚したが、元妻は男性が亡くなるまで同居、生計を共にしていた。

板金工としてアスベストに長期間さらさ

れ、00年に呼吸困難などを苦に自殺した宮崎市の男性の妻が、「特別遺族年金の支給を認めないのは不当だ」として、国と延岡労働基準監督署に特別遺族年金不支給処分の取り消しを求める訴訟を3月24日に宮崎地裁に起こしていた。

4/15 横浜市鶴見区の「エアンドエーマテリアル」は、89年に中皮腫で死亡した住民の原田サワ子さんの遺族と補償金2700万円の支払いに調印した。昨夏、環境省が「健康リスク調査」を実施した同区で、住民補償は初めて。

4/16 石綿健康被害救済法について自民、公明両党は与党アスベスト対策プロジェクトチームを開き、生前に被害者として申請しなくても、患者死亡後に石綿が原因と判明した場合に遺族が救済措置が受けられるよう法改正する方針を決めた。09年3月までとなっている弔慰金の請求期限の延長も盛り込む方針。また患者死亡後に時効で労災申請ができないケースも救済する必要があるとの認識で一致した。

京浜急行は退職後にアスベストが原因とみられる肺がんと診断されたバス整備工の元従業員の男性が横須賀労働基準監督署から労災認定を受けたと発表。石綿で従業員が労災認定を受けたのは初めて。

4/17 40年近く建物の解体工事に携わり、4年前に石綿肺で死亡した男性の遺族がアスベスト新法の救済対象に認定されなかったことを不服として処分を取り消すよう求めている問題で、国の不服審査会は手続きに問題はないとして遺族の請求を退けた。しかし、今後、医学的な知見を基に現在の救済対象以外にも適切な対応が検討されることを期待するという見解を示した。

4/22 アスベスト病変多発で昨夏に「健康リスク調査」地区となった横浜市鶴見区について、環境省は「今年度も調査を実施する」と明らかにした。

4/23 建設現場でアスベストを吸い中皮腫や肺がんなどになったとして、2007年に労災認定された人が189人いることが、全国建設労働組合総連合の調査で分かった。認定者数は05年が90人、06年は179人。2年連続で増加した。疾病別の内訳は肺がん100人、中皮腫40人、石綿肺26人など。ほか労災申請中は88人、準備中は93人。

4/24 民主党は午前、石綿健康被害救済法の改正案を参院に提出した。治療にかかった医療費について認定申請時から最大2年間さかのぼった分を支給することや、遺族が救済を受けられる期間を10年間に延長することなどが主な柱。救済対象者は約6500人で、新たに見込まれる経費約99億円は国の労働保険特別会計から拠出する。

韓国からのニュース

■労働災害認定のために『闘う』労働者たち

労災で死亡した労働者を追悼する4月28日。しかし韓国ではいまだに働いていて死亡した労働者が、労災の認定さえ受けられないのが実情である。

1996年4月28日、ニューヨークの国連会議場の前で、各国の労働組合の活動家が労災で死亡した労働者のためにロウソク追悼集会を行った。1996年に初めての行事が開催されて以後、国際自由労連と国際労働機構がこの日を公式に追悼の日として制定、現在は110ヶ国以上で1万件以上の様々な直接行動と行事が行われている。28日の世界労災死亡労働者追悼の日は、死亡者を記憶するだけでなく、全世界の労働者の生命の尊厳性を再確認する意味を込められている。

韓国でも様々な行事と集会によって、その意味を再確認する。28日、追悼の日を迎えて注目しなければならないことは、労災によって死亡したり重病を病んでいるのに使用側がこれを認めず、長期間闘っている労働者とその家族があるということである。

三星半導体の集団白血病－継続して届けられる被害事例

三星半導体工場の集団白血病発病に関する労働安全保健の活動家と民主労総の活動家は、2007年10月に対策委の結成を議論し、その年11月20日に三星半導体工場の集団白血病発病の可能性を公式に提起して本格的

な活動を開始した。

対策委は真相糾明のための情報を集めたが、被害者の遺族を除いた職場の同僚など、ほとんどの知人たちが証言を敬遠した。しかし対策委がメディアによって知られることで、死亡の後の足取りが不明だった李スギョン氏の家族を始めとして、多くの被害者と遺族の情報提供が続いた。対策委の発足後、現在までに分かった白血病発病者は13人で、このうち死亡者は7人である。この他にもその他の癌などで闘病中の労働者が6人で、流産、不妊、皮膚疾患、筋骨格系疾患、労働者の子供の先天性奇形と疾患、などについての被害情報の提供もずっと受け付けられているのが実情である。

28日、4人の被害者が勤労福祉公団に労災を申請することによって、三星半導体の白血病関連労災申請者は、黄ユミ氏の家族を始め5人に増えた。

チョング聖心病院－終わりなき労災

チョング聖心病院労組の組合員たちは数年間続けられた病院側の弾圧によって、うつ病などの精神疾患に罹り、これについては2003年に組合員全員が集団で労災を認められた。しかし問題を起こした労務管理のシステムと労働力についての改善は行われなかった。事実上、労働者の健康権を保護するための制度上の弱点が明らかになったのである。組合員に対する病院側の弾圧は続

き、2008年1月には過去に労災を認められた組合員1人が、続けざまに自殺を図って衝撃を与えた。この組合員について勤労福祉公団は2回目の労災を認めた。その後3人の組合員が精神疾患を理由に追加で労災を認められた。労災の被害者が増えたのである。

人権団体が自主的に調査を始め、17日に結果を発表し、人権委に陳情書を提出するなど、あたかも2003年を再現するような様相である。病院側が協力を拒否した状態で進められた調査結果では、精神疾患と疑われる組合員の比率は68%、非組合員は38%という数値を示した。精神疾患発生の疑心群の平均値が10%である点を勘案すれば、この病院で働く労働者は一般人に比べて、4～7倍の発病の危険性を抱えている。労働者の健康権は治療費と補償金の支給程度では解決されないということを示すものである。

韓国タイヤー最も短期間に最も多数が死亡

韓国タイヤは多数の労働者が短期間内に死亡した。韓国タイヤの工場は労働者の健康に危害を及ぼす可能性が高い高危険事業場であるため、他の事業場に比べてさらに高度な注意と努力が必要であるのに、基本的な法律さえ守らなかった。労働者の生命と健康に対する注意義務を怠ったのである。

2007年に実施された特別勤労監督の結果、1394件の産業安全保健法違反の事例が摘発され、183件の産業災害を隠していたことが分かった。また1年6ヶ月という短い期間に15人の労働者が死亡した。このうち7人は疫学調査の結果、作業と関連のあることが明らかにになった。15人のうちのほとんどが作



昨年12月韓国タイヤの本社前の記者会見
業と関連した死亡と推定された。2008年4月29日 民衆の声 ユン・ポジュン、ホ・ファンジュ記者

■大韓民国の労災、OECD国で最高／民主労働党、被災労働者の日に合わせて制度改善案を発表

『世界労災死亡労働者追悼の日』を迎えた28日、民主労働党が労働者が安全に働く権利を保障し、労災を追放する政策を提案した。

民主労働党・非正規職撤廃運動本部の李ヘサム本部長は「労働部が集計する労災の公式統計には正規職しか含まれておらず、非正規職は計算もされていない」として、非正規職が含まれれば「(我が国は)他に類例がない『労災の国』と言える」と主張した。

労働部が2008年に発表した資料によると、去年一年で労災にあった労働者は9万人を越え、労災で死亡した労働者は2406人に達する。

これについて李本部長は「これはOECD国の中で最高水準」と指摘した後、「しかし労働部が発表する労災統計で捕捉されている労働者はそれなりにいい方で、非正規職労

李本部長は「民主労働党は、労災がなく、安全に働く権利を勝ち取るために、労働者

今年労災死亡者追悼の日を迎えて、最悪の企業に選ばれた韓国タイヤは、実際に最近の1年6ヶ月という短い期間に15人の労働



われた労働部の特別勤労監督の結果「天文学的な関連法に違反する行為が摘発」された。全部で1394件の産業安全保健法違反の事例が明らかになり、183件の労働災害を隠したことも明らかになった。

これらの団体は「これは韓国タイヤが労働者の生命と健康を守るための努力をほとんど行っていないことを現わす指標」とし、「タイ

ヤ工場は労働者の健康に危害を及ぼす可能性が高い高危険事業場であり、他の事業場に比べても更に多くの注意と努力が必要であるのに、基本的な法すら遵守していない」と批判した。2008年4月28日 PRESSian

ヨ・ジョンミン・記者
者が死亡した『記録』を持っている。
労働健康連帯などは「15人すべてが作業に関連した死亡ではないとしても、2月の産業安全保健研究院の疫学調査の結果などを見れば、このうち多数が作業に関連すると推定される」と、選定の背景を説明した。

それだけではない。韓国タイヤは昨年行

頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。



編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)
体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー
定価 1,995円(本体1,900円+税)

4月の新聞記事から

4/1 埼玉県東芝深谷工場で働いた男性の自殺は過労によるうつ病が原因として、熊谷労働基準監督署が労災認定。さらに同職場で同時期に別の社員が精神疾患になり、労災認定を求めて裁判中で、関連会社員も1人自殺。男性は90年に技術職で入社し、01年1月ごろから残業が月100時間を超え、多いと約150時間に及んだ。同年10月ごろにうつ病になり、12月に自殺。遺族が06年10月に労災申請し、今年3月に認定。男性の帰宅時間を書き残していた妻の日記が根拠となった。

神奈川労働者災害補償保険審査官が、勤務中にくも膜下出血の発作を起こした綾瀬市の男性会社員の労災を認定し、厚木労働基準監督署が出した不支給処分を取り消していた。男性は東海鋼鉄の社員で、01年10月にくも膜下出血となり、右目を失明。男性と同僚の説明から、発作前2カ月間の時間外労働は月平均約86時間と判断した。

日系ブラジル人で派遣工員の夫が工場で作業中に死んだのは、会社側が安全配慮義務を怠っていたからだとし、男性の妻が浜松市の自動車部品メーカー、神津製作所に対し、約6800万円の損害賠償を求める訴訟を地裁浜松支部に起こした。

4/4 下関市の三菱重工下関造船所で修繕などに従事し、じん肺になったとして、下請け会社の元従業員3人が、同社に計1億560万円の損害賠償を求める訴えを山口地裁下関支部に起こした。同社造船所で働いていた元従業員がじん肺で提訴するのは、長崎造船所訴訟に続き2件目。

4/8 パキスタン原子力委員会は中部パンジャブ州クシャープの核関連施設にある重水精製所でガス漏れによる火災があり2人が死亡したと発表。

4/14 浜松市の航空自衛隊浜松基地所属の3等空曹の男性が05年に自殺したのは「先輩隊員のいじめが原因」として、遺族が国と当時の先輩隊員に約1億1100万円の損害賠償を求める訴訟を静岡地裁浜松支部に起こした。3等空曹は、95年の入隊以降約10年間、配属先の整備部で先輩にあたる2等空曹から、殴るなどの暴行や「死ぬ、辞めろ」との暴言を繰り返され、浴びせられるなどのいじめを受け、05年11月、浜松市内の自宅で首をつって自殺した。

4/16 社会保険庁が、政府管掌の健康保険の診療報酬明細書を調べたところ、本来は労災保険の対象であるケースが06年度で5万件以上もあることが分かった。事業主が意図的に隠ぺいした「労災隠し」が多数含まれているとみられ、厚生労働省が本格的な対策に乗り出す。今後、社会保険庁のデータなどを基に、労災請求に関し事業主の圧力がなかったかなどを調べ、悪質な事案に積極的に刑事処分の適用を検討する。

4/17 長崎県佐世保市で昨年12月に起きた長崎県佐世保市の散弾銃乱射事件で、佐世保労働基準監督署は、水泳インストラクター、倉本舞衣さんを労災認定することを決めた。

1940-60年代に茨城、福島県内の炭鉱で働き、じん肺になった患者54人が国に約5億9400万円の損害賠償を求めた「東日本石炭じん肺訴訟」で、新たに患者2人の和解が水戸地裁で成立。国が責任を認めて謝罪し、患者1人当たり約477万-660万円を支払う。これで患者計52人の和解が成立、残る原告患者は2人になった。

4/19 奈良県下北山村の山林で、雑木の伐採作業をしていた山林作業員が使っていた草刈り機で右腕や脇腹を切り、死亡した。急斜面でバランスを崩したとみて調べている。

4/21 茨城県常陸太田市の県立佐竹高校で06年、必修科目の履修不足が発覚した後に自殺した校長について、3月31日、地方公務員災害補償基金県支部審査会は、公務外とした同支部決定を覆し、公務災害とする判決を出した。

4/22 過酷な勤務が原因でうつ病となったのに、休職期間終了を理由に解雇したのは不当として、東芝の技術職の元社員重光由美さんが解雇無効の確認などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は解雇は無効と認め、慰謝料など約835万円と未払い賃金を支払うよう命じた。判決は「発症前の半年の時間外労働は平均月90時間。うつ病との間には因果関係があり、解雇は無効」とした。

宇治市の京都府営住宅の改築工事現場で3月、作業員が転落死した事故で、京都南労基署は、安全ベルトを使用させるなどの転落防止の措置を怠ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで、とび工事業の男を書類送検した。

4/23 滋賀県守山市の滋賀県立成人病センターが、管理職の医師を権限や残業代のない「名ばかり管理職」の状態に置いているなどとして、大津労働基準監督署から労働基準法に基づく是正勧告を受けていたことが分かった。また、管理職以外の医師や看護師、事務職員との間でも、残業させる場合に必要ない労働協定を結んでいないとして勧告を受けた。

日本郵便事業会社大津支店の非常勤職員が心筋梗塞で急死したのは、チルド室での過重な深夜勤務などが原因だと、男性の父親が遺族補償一時金などの支給を求めて、大津労働基準監督署に労災申請した。男性は04年以降、室温が5度以下のチルド室で、深夜に郵便物の区分けをする作業を担当、昨年11月に職場で突然倒れて、翌日に死亡した。

学校現場で違法な超過勤務を強いられただとして、京都市立の小中学校の教員9人が市に慰謝料など総額約3300万円を求めた訴訟の判決が京都地裁であった。「勤務が過重にならないように管理する義務があった」として、超過勤務が100時間以上だった原告1人について安全配慮義務違反を認め、55万円の支払いを命じた。原告側が「超過勤務は強制で、時間外勤務を原則禁じた特別措置法に反する」と主張したが「校長による命令がない」などを理由に退け、超過勤務そのものの違法性は認めなかった。公立学校教員の超過勤務に賠償を命じた司法判断は初めて。

4/24 大阪大は、大阪府豊中市の豊中キャンパスに新設した「文系総合研究棟」への立ち入りを25日から全面的に禁止する。棟内で働く職員2人がシックハウス症候群と診断されたほか、学生ら6人が体調不良を訴えたため。ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物の濃度は指針値を下回っているが、安全が確認できるまで当面閉鎖。

滋賀県湖南市のホテルサンクレスト甲西の階の客室で男性宿泊客が硫化水素自殺をはかり死亡。女性従業員9人が気分不良を訴えたが全員軽症。